

全建事発第 019 号
令和 2 年 5 月 8 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応の延長について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、令和 2 年 4 月 20 日付 全建事発第 013 号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」等によりお知らせしたところですが、このたび、5 月 4 日に緊急事態措置を実施すべき期間が 5 月 31 日まで延長されたことを踏まえ、標記の件につき、国土交通省より別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

国土交通省通知文（事務連絡）

以 上

（担当）事業部 福田

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp